

第 187 回 教育研究評議会議事概要

- 1 日 時 平成31年1月25日（金） 10:19 ～ 11:01
- 2 場 所 松風会館 第1会議室
- 3 出席者 高橋(姿)学長，濱口，大浦，高橋(均)，牛木，川端，高比良，箕口，松井，坂本，小野(和)，阿部，小久保，永井，渡邊(登)，三ツ井，染矢，齋藤，中村(潔)，柴田，八坂，馬場，渡辺(豊)，澤村，山崎，前野，大鳥，西條，前田，大内，鈴木(敏)，末吉，中田，鳴海，中村(隆)，西口，宮菌，岩渕，那波，河島，鈴木(榮)，小林，大野
(オブザーバー：田代監事)
(欠席者：高橋(秀)，松尾，小野(高)，小椋，大竹，田邊，味岡)

4 議事概要の確認

第186回(30.12.14)の教育研究評議会議事概要が確認された。

5 審議事項

(1) 中期目標・中期計画の変更について

教育学研究科の改組及び教育関係共同拠点の施設名称の変更に伴う中期目標・中期計画の変更について、資料1に基づき審議し、承認した。

6 報告事項

(1) 平成31年度(2019年度)予算案(運営費交付金関係)について

川端理事から、文部科学省が公表した平成31年度(2019年度)国立大学法人運営費交付金等の概要について、資料2に基づき報告があった。

(2) 平成31年度(2019年度)施設整備費補助金について

川端理事から、平成31年度(2019年度)国立大学法人等施設整備実施予定事業<当初予算>の内示について、資料3に基づき報告があった。

(3) 平成30年度予算執行状況等について(第3四半期)

川端理事から、平成30年度第3四半期の予算執行状況等について、資料4に基づき報告があった。

(4) 学生の懲戒について

学長から、新潟大学学生の懲戒に関する規程に基づき行った、学生の懲戒処分について、資料5に基づき報告があった。

議長から、1月11日に開催された全学委員会(大学改革・大学評価委員会のみ)の審議事項(下記(5))について報告があり、委員会で承認された事項については、当該委員会の終了時に学長としても承認している旨の説明があった。

(5) 大学改革・大学評価委員会(31.1.11)について

中期目標・中期計画の変更について

教育学研究科の改組及び教育関係共同拠点の施設名称の変更に伴う中期目標・中期計画の変更について審議し、承認した。

(6) 第93回経営協議会 (31. 1. 21) について

経営協議会議長の高橋学長から、第93回経営協議会(31. 1. 21)について、次のとおり報告があった。

【審議事項】

① 中期目標・中期計画の変更について

教育学研究科の改組及び教育関係共同利用拠点の施設名称の変更に伴う中期目標・中期計画の変更について審議し、承認した。

【報告事項】

① 平成31年度(2019年度)予算案(運営費交付金関係)について

平成31年度(2019年度)予算案(運営費交付金関係)の伝達内容について報告した。

② 平成31年度(2019年度)施設整備費補助金について

平成31年度(2019年度)国立大学法人等施設整備実施予定事業<当初予算>の内示について報告した。

③ 平成30年度予算執行状況について

平成30年度予算執行状況等の第3四半期について報告した。

(7) 第62回学長選考会議 (31. 1. 21) について (未定稿)

鈴木学長選考会議委員から、平成31年1月21日開催の第62回学長選考会議について、次のとおり報告があった。

【審議事項】

① 学長の業務執行状況(平成29年度分)の確認について

高橋学長の平成29年度の業務執行状況の確認のため、

・監事の意見

田代監事から、『監事の意見』を伺った。

・学長との面談

議長から、平成29年度の重点課題・重視した取組について、またその課題

・取組の成果についての自己評価、さらに自己評価を踏まえた今後の課題への取組について質問がなされ、学長より説明の後、質疑応答を行った。

・総括審議

事前送付資料、監事の意見及び学長との面談を踏まえ、『総括審議』が行われた。

議長から、意見がある場合は、1月31日までに書面で提出してほしいこと、また、それらを踏まえ議長が確認書の案を作成し、次回の本会議で審議・確定する旨、発言があった。

② 今後の学長選考の課題について

・国立大学法人新潟大学学長選考基準10について

前回(平成30年11月26日)の本会議で継続審議としていた学長選考基準10の「ただし書き」部分の必要性について、前回出された意見もふまえ審議した後、学長選考基準10を「学長選考会議は、学長就任後3年を経過したとき、別に定めるところにより学長在任3年間の業績を評価する。評価結果が優れており、かつ、学長に再任の意思がある場合には、教育研究評議会及び経営協議会の同意を得て、学長を学長選考候補者とすることができる。この場合、4の推薦手続き及び7の学内の意向投票は行わないこととする。」とし、た

だし書き以下は削除するとの改正に賛成するのか，反対するのか，無記名の投票により決することが了承され，投票の結果，「賛成する」との得票多数により，学長選考基準10を改正することが決定した。

これに係る諸規程の改正については，次回に審議することとした。

③ 学長選考候補者の所信を聞く会について

前回（平成30年11月26日）の本会議で検討事項としていた，学長選考候補者の所信を聞く会を学長選考会議の主催で実施できないかとの提案に対し，議題に取り上げることについて採決し，全会一致で決定した。

次いで本件について審議が行われ，学長選考候補者の所信を聞く会を学長選考会議の主催で実施することが決定した。

なお，本会の名称は「所信表明会（仮称）」とすること，また，所信表明会（仮称）は意向投票を実施する場合のみ実施することが確認された。

これに係る諸規程の改正については，次回に審議することとした。

次回，教育研究評議会（第188回）は，平成31年2月14日（木）に開催